

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の主旨

平成6年の都市緑地保全法（現都市緑地法）の改正により、従来の「緑のマスタープラン」と「都市緑化推進計画」を一体化した「緑地の保全及び緑化の推進に関する計画（緑の基本計画）」を市町村が定めることが出来るようになりました。

また、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（平成16年3月16日決定）の中で、緑地の保全や緑化の推進についての基本方針として「都市における緑地は住民生活に安らぎと潤いをおいを与え、活力を生み出す貴重な公共空間であり、そのため自然とのバランスのとれた街づくりを目指し、市街地及びその周辺の緑地に関して、規制、誘導、保全、整備及び創出等の諸施策を総合的、かつ効果的に展開することにより、環境保全、レクリエーション、防災そして景観の4つの観点から系統的な緑地の配置計画を行うことを基本方針とする。」としています。

四街道市みどりの基本計画は、みどりに関する基本的な考え方を示すための計画として策定するものです。

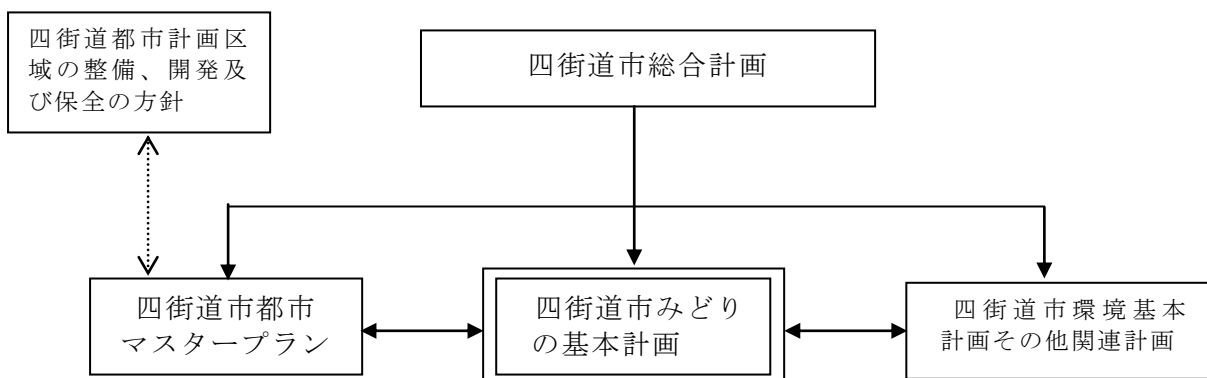
計画の策定にあたっては、これまでの現況調査や緑化推進施策を踏まえ、「四街道市総合計画」で示された将来都市像「ひかりあふれ笑顔が明日をつむぐまち」の実現をめざし、緑地の保全と緑化の推進について新たな目標を定めるものです。

2. 計画の目標年次

本計画は、「四街道市都市マスタープラン」の計画目標年次と同じ、平成37年（2025年）を計画目標年次とします。

3. 計画の位置づけと役割

本計画は、「四街道市総合計画」に即し、現在、策定中の「四街道市都市マスタープラン」に適合し、「四街道都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「四街道市環境基本計画」と整合を図る計画とします。



4. 計画の構成

四街道市みどりの基本計画は、次の7章で構成します。

第1章 計画の策定にあたって

計画策定の主旨、位置づけ、役割等を示します。

第2章 都市の概要とみどりの課題

四街道市の都市環境と自然環境の現況等を示すとともに、緑地の課題を明らかにします。

第3章 計画の基本方針

おおむね20年後を目標とした緑の将来像を示すとともに、将来像実現に向けた計画の基本方針を示します。

第4章 緑地の保全及び緑化の目標

おおむね20年後を目標にした緑地の目標水準を示します。

第5章 緑地等の配置計画

本市のみどりの構造を明らかにするとともに、機能別の配置の考え方を示します。

第6章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

みどりを守り、創り、育むことを目指して具体的施策を示します。

第7章 緑化重点地区

緑化事業を優先的に取り組むなど、緑化推進のモデルとなる地区を示すとともに、具体的な緑化施策を示します。